別表第１の１の注７中「対し、」の下に「別に厚生労働大臣が定める基準に適合する」を加え、同１の５中「７単位」を「10単位」に、「４単位」を「７単位」に改め、同５のロの次に次のように加える。

ハ　福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)　４単位

別表第１の５の注１中「又は介護福祉士」を「、介護福祉士又は精神保健福祉士」に、「100分の25」を「100分の35」に改め、同１の注２中「ロ」を「ハ」に改め、「福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)」の下に「又はロの福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)」を加え、同注２を同１の注３とし、同１の注１の次に次のように加える。

２　ロについては、児童指導員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士であるものの割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、１日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)を算定している場合は、算定しない。

別表第１の８中「10単位」を「12単位」に改め、同８の注中「(平成27年３月31日までの間にあっては、管理栄養士又は栄養管理業務に関し５年以上の実務経験を有する栄養士)」を削り、同１の10の注のイからハまでを次のように改める。

イ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　１から９までにより算定した単位数の1000分の45に相当する単位数

ロ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)　１から９までにより算定した単位数の1000分の25に相当する単位数

ハ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)　ロにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数

別表第１の10の注のハの次に次のように加える。

ニ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)　ロにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数

別表第２の１のイの標題中「の場合」の下に「(ロに該当する場合を除く。)」を加え、同イ中「321単位」を「323単位」に、「147単位」を「148単位」に、「875単位」を「880単位」に改め、同１のロの標題中「の場合」の下に「(ニに該当する場合を除く。)」を加え、同ロ中「123単位」を「124単位」に、「875単位」を「880単位」に改め、同ロを同１のニとし、同１のイの次に次のように加える。

ロ　指定医療型障害児入所施設で有期有目的の支援を行う場合

(1)　主として自閉症児に対し指定入所支援を行う場合

㈠　90日目まで　355単位

㈡　91日目以降180日目まで　323単位

㈢　181日目以降　291単位

(2)　主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合

㈠　90日目まで　163単位

㈡　91日目以降180日目まで　148単位

㈢　181日目以降　133単位

(3)　主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合

㈠　90日目まで　968単位

㈡　91日目以降180日目まで　880単位

㈢　181日目以降　792単位

別表第２の１のハの次に次のように加える。

ニ　指定発達支援医療機関で有期有目的の支援を行う場合

(1)　主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合

㈠　90日目まで　136単位

㈡　91日目以降180日目まで　124単位

㈢　181日目以降　112単位

(2)　主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合

㈠　90日目まで　968単位

㈡　91日目以降180日目まで　880単位

㈢　181日目以降　792単位

別表第２の１の注１の次に次のように加える。

１の２　ロ又はニについては、法第24条の３第４項に規定する入所給付決定に当たり、一定期間の指定入所支援を行うことにより退所が可能であると都道府県知事が認めた障害児に対し、指定入所支援を行った場合に、障害児の障害種別に応じ、１日につき所定単位数を算定する。

別表第２の１の注４の次に次のように加える。

４の２　注４の重度障害児支援加算を算定している指定医療型障害児入所施設であって別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設において、注４のイの(1)の㈡に規定する者に対し、別に厚生労働大臣が定める基準に該当する指定障害児入所支援を行った場合に、１日につき11単位を所定単位数に加算する。

別表第２の１の注６の次に次のように加える。

７　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設（主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合を除く。）において、指定入所支援を行った場合に、心理担当職員配置加算として、１日につき26単位を所定単位数に加算する。

別表第２の３中「７単位」を「10単位」に、「４単位」を「７単位」に改め、同３のロの次に次のように加える。

ハ　福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)　４単位

別表第２の３の注１中「除く。」の下に「以下注２において同じ。」を加え、「又は介護福祉士」を「、介護福祉士又は精神保健福祉士」に、「100分の25」を「100分の35」に改め、同３の注２中「ロ」を「ハ」に改め、「福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)」の下に「又はロの福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)」を加え、同注２を同３の注３とし、同３の注１の次に次のように加える。

２　ロについては、指定入所基準第52条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者又は指定発達支援医療機関の職員のうち、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士であるものの割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関において、指定入所支援を行った場合に、１日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)を算定している場合は、算定しない。

別表第２の４の注中「ただし書を次のように改める。

ただし、当該障害児が、１のロ又はニを算定している場合であって入所中の場合又は退所後に他の社会福祉施設等に入所する場合にあっては、加算しない。

別表第２の６の注のイからハまでを次のように改める。

イ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　１から５までにより算定した単位数の1000分の25に相当する単位数

ロ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)　１から５までにより算定した単位数の1000分の14に相当する単位数

ハ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)　ロにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数

別表第２の６の注のハの次に次のように加える。

ニ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)　ロにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数

○厚生労働省告示第百七十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十一条の十四第三項の規定に基づき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十四号）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から適用する。

平成二十七年三月二十七日

厚生労働大臣　塩崎　恭久